

制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び能美市財務規則(平成17年規則第32号)第129条の規定により公告する。

令和6年3月22日

能美市長 井出 敏朗

1 入札に付する事項

- (ア) 件 名 庁用事務OA機器消耗品 (NEC)
納入場所 能美市役所ほか各施設
数量規格等 NECインクカートリッジ N=27本
契約期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (イ) 件 名 庁用事務OA機器消耗品 (キヤノン)
納入場所 能美市役所ほか各施設
数量規格等 キヤノンインクカートリッジ N=904本
契約期間 契約日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、本公告日において次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和5年度の能美市物品等競争入札参加資格のうち、業種「**事務器具類**」の資格を有していること。
- (2) 石川県内に本店または営業所（権限委任された支店等をいう。）を有すること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ①資本関係（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
- ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係
- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- (5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 本公告の日から同物品の入札までの間、能美市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。

3 入札参加申請書の提出期間及び提出方法

- (1) 提出期間 **公告日から
令和6年3月29日(金)正午 必着**
- (2) 提出資料 入札参加申請書 1部
- (3) 受付方法 この入札に参加を希望する者は、「入札参加申請書」を総務部管財課監理担当へ電子メールにて提出すること。(受付期限後に到達したものはいかなる事由があっても受理しない。)

4 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 部 分 払 有
- (4) 契約の締結 落札を通知した日から5日以内(土・日・休日を除く。)
- (5) 契約の方法 単価契約とする。

5 設計図書等の閲覧

- (1) 方 法 設計図書等については、能美市ホームページ内にて閲覧すること。
能美市ホームページにて閲覧できない場合は、能美市総務部管財課監理担当まで連絡すること。
- (2) 閲覧期間 本公告の日から**令和6年4月3日(水)午後4時まで**

6 仕様書等に関する質問

- 仕様書等に関する質問事項がある場合は、下記により質問すること。
- (1) 方 法 質問用紙を能美市総務部管財課監理担当へFAX及び電子メールにより提出するものとする。
 - (2) 提出期限 本公告の翌日から**令和6年3月28日(木)午後4時まで**
 - (3) 回答方法 能美市ホームページ内において公表

7 入札書の提出について

- (1) 入札方式 郵便入札とする。
- (2) 入 札 書 入札書は指定の様式を用いて作成し、封かんすること。
入札書を入れる封筒は、一つの案件につき1通作成すること。
- (3) 見積内訳書 ①入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書を作成し、
封かんすること(入札書に同封しないこと)。
見積内訳書を入れる封筒は、一つの案件につき1通作成すること。

- ②見積内訳書の様式は自由であるが、明細書までの内訳金額の明らかなもので、入札書に記載される入札金額に対応するものであること。また、見積内訳根拠資料は、入札終了後2週間保存すること。
- ③見積内訳書を提出しないものについては、入札を無効とする。
- ④見積内訳書は返却しない。
- (4) 提出方法
- ①入札書封筒及び見積内訳書封筒を別の封筒(以下「外封筒」という。)に同封すること。
- ②外封筒には「入札書在中」と朱書きで明記するとともに、開札日と案件名を明記すること。
- ③**特定記録、一般書留又は簡易書留にて郵送すること。それ以外の方法で提出されたものについては、入札書を無効とする。**
- ④同一開札日の複数案件に参加する場合は、各々の入札書封筒及び見積内訳書封筒を一つの外封筒に入れての郵送も可とする。ただし、この場合は参加するすべての案件名を外封筒に明記すること。
- (5) 提出期限
- 令和6年4月4日(木)正午 必着**
(提出期限後に到達したものはいかなる事由があっても受理しない。)

8 開札の方法

- (1) 開札の日
- 令和6年4月4日(木)**
- (2) 場 所
- 能美市来丸町1110番地 能美市役所
- (3) 開札方法
- 入札事務に關係のない職員の立会のもと、能美市総務部管財課長が執行する。
- (4) 再度入札
- 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、特別の事情がない限り再度の入札を行う。再入札は1回とし、郵便入札とする。再入札の詳細については、再入札となることが決定したときに、入札者に連絡するものとする。
- (5) くじの実施
- 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙『郵便入札における「くじ」の方法について』にて定める方法にてくじを実施する。
- (6) その他
- 入札参加者の開札への立会・傍聴は認めない。

9 落札者の決定

この公告に示した物品を納入できると能美市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び能美市入札心得書に違反した者のした入札は、無効とする。

11 その他の事項

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 郵送先及び問い合わせ先

〒923-1297

能美市来丸町1110番地

能美市総務部管財課監理担当 (能美市役所 北棟2階)

TEL(0761)58-2205 FAX(0761)58-2290

能美市ホームページ <https://www.city.nomi.ishikawa.jp>

E-mail:nyusatsu@city.nomi.lg.jp